

よくあるお問い合わせについて（Q&A）

窓口やお電話にいただくお問い合わせについて、Q&Aとして下記にまとめました。

※一般的な回答となり、各々の状況に応じて異なる場合もあるので、あくまで参考資料としてご利用ください。ご自身の状況に基づいたお問い合わせは、個別、保育幼稚園事業課窓口まで、来庁またはお電話いただきますようお願いいたします。

問1. 園見学は必須ですか？見学する・しないで利用調整（選考）に影響しますか？

回答 園見学は入所申込の必須要件ではありません。また、利用調整（選考）にも影響しません。ただし、市としては、予め、希望施設への見学いただくことをお勧めしています。

園見学をすることで、

①自宅から施設までの所要時間、施設から職場までの所要時間がどのくらいか？

（交通渋滞・駐車場の有無などの関係で想定以上に送迎時間がかかることがないか？）

②送迎が可能な距離か？

③お子様にアレルギー等がある場合に、希望施設は除去食などの対応が可能か？などの複数のポイントを、実際に園に行き、直接園と相談・確認をされた上で、希望園を決定されることをお勧めします。そうすることで、第1希望に内定ができたものの、「これらの問題で入園ができなかった。第2希望の園だったら問題なく入園できたのに…」というような、内定辞退という結果を防ぐことができます。

問2. 入所（転所）の申し込みは、毎月必要ですか？

回答 不要です。一度入所申込（転所申込）をいただければ、待機となった場合に次月以降も自動的に申込が継続されます。ただし、妊娠出産・求職活動・就学要件など認定期間に終期がある場合は、要件の更新を行うことで申込が継続されます。

また、令和6年5月入所までに申し込まれた方には、5月～6月頃に現況届・要件書類（就労証明書など）・その他必要書類の提出をお願いしています。これらが未提出の場合、利用調整（選考）の対象外となりますので、ご注意ください。なお、令和6年6月入所選考以降に申し込まれた方は、今年度の現況届等の提出は不要です。

お子様の申込状況をご確認されたい場合は、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

問3. 申し込み後、希望園の追加・変更、申込取下げは可能ですか？電話での受付は可能ですか？

回答 「保育の利用申込内容変更申請書」を申込締切日までに提出いただくことで可能です。

電話での追加・変更は受付しておりません。郵送もしくは直接持参での受付となります。

書類については、窓口・市ホームページ（[4ページ](#)にQRコードあり）にて配布しています。

問4. 高槻市外から転入予定ですが、入所申込は可能ですか？

回答 賃貸契約書など、高槻市への転入を証明する書類をご用意いただくことで、入所申込が可能です。

また、合わせて市・府民税課税証明書（または住民税決定通知書）の提出もお願いします。

※[11ページ](#)の「高槻市へ転入予定の方」欄及び「令和5年（令和6年）1月2日以降に本市へ転入された方」欄を参照

※入所が決定した場合、入園月の1日までに高槻市に転入いただく必要があります。

問5. 時短勤務を検討していますが、利用調整（選考）の点数はどうなりますか？

回答 時短勤務をされていても、週30時間以上就労されている場合は、通常の雇用契約の就労時間（時短勤務をとっていない場合の就労時間）で採点させていただきます。

週30時間未満の場合は、時短勤務の就労時間で採点させていただきますこととなります。

育児休業中の方などが、当ルールにより内定取消となるケースがありますので、ご注意ください。（[23ページ](#)参照）

**問6. まだ入所申込をしていませんが、待機証明書の発行は可能ですか？
入所申込を取り下げた月の待機証明書の発行は可能ですか？**

回答 待機証明書は、実際に利用調整（選考）された結果、待機となったことを証明する書類ですので、入所申込をしていない月・取下げた月について、待機証明書を発行することはできません。
なお、後日、入所申込をいただくことで、利用状況証明書（第1希望の園が当該月に定員一杯であったこと等を証明する書類）を発行することは可能です。ただし、証明書の提出先（ご勤務先やハローワーク等）によっては、待機証明書の提出が必須（利用状況証明書は受付不可）である場合があります。そのような場合においても待機証明書は発行できませんので、計画的に入所申込いただきますようお願いいたします。

問7. 兄弟姉妹で申し込むのですが、1人だけ内定が決まるようなことが無いようにできますか？

回答 「兄弟姉妹入所条件書」を提出いただくことで、色々な内定パターンを選んでいただけます。
その中で、兄弟姉妹1人だけ内定が出るということがないように設定いただけます。反対に、兄弟姉妹のうちどなたか1人だけであっても（上の子だけでも、下の子だけでも）内定が出るように設定することも可能です。
※25～26ページ参照

問8. 兄弟姉妹のうち1人が内定となり、もう1人は待機となりました。何か行う手続きはありますか？

回答 内定となった児童の入園手続きに加え、下記2点をお願いします。
① 兄弟姉妹入所条件は、1人だけが内定となった場合において自動的に解除されます。そのため、待機になられた方は次月以降の利用調整（選考）で別園に内定となる可能性があります。別々の園でも構わない場合などは手続き不要ですが、同じ園に通わせたい場合などは、別途、希望園の変更手続きが必要となります。
② 育児休業中の方は、兄弟姉妹のうち1人でも入園になると職場復帰が必須となります。そのため、待機となった児童の預け先を確保いただく必要があります（祖父母に預ける・認可外保育施設に預ける等）。困難な場合は、内定辞退も含めて検討いただくこととなります。

問9. 入園日や育児休業からの職場復帰日は何日になりますか？

回答 入園日は、原則1日です（0歳児で生後57日目から入園する児童等のみ月途中入園が可能）。
育休から職場復帰される方は、入所月の月末までの復帰が必要です（入園月の月初めに復帰しなければならないわけではありません。慣らし保育期間なども考慮に入れて復帰日を設定いただくようお願いします）。
例：4月1日入所の場合、4月30日までの復帰が必須
（もし4月30日が土日であっても、4月中の職場復帰が必須）。
※3ページ参照

問10. なぜ保育士等の資格所持者への加点があるのですか？

回答 保育士も、父・母として育児休業を取得しますが、子どもが保育施設に入園することで、職場である保育施設に復帰することが可能となり、その保育施設がより多くの児童を受入できるようになる・保育環境が整うなどにより、その他の利用者にとってもメリットとなり得るとの考えから加点を設けています。また、国より、待機児童解消対策として当制度について他市町村と協力するよう通知を受けていることから、他市町村の保育士等の資格保持者についても加点対象としています。